



工事の円滑化に向けた取り組み

建設生産システム効率化に向けた取り組みの報告 ～ 受発注者パートナーシップ向上 ～

近畿地方整備局では、平成23年度に実施した工事・業務について受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、「受発注者パートナーシップ向上2013」をとりまとめました。この「受発注者パートナーシップ向上2013」では、「工事発注適正化発注者心得八箇条」、「工事円滑化発注者心得十箇条」、「現場技術力向上発注者心得八箇条」の全26箇条からなる発注者心得を関係する職員や受注者へ継続的に周知徹底を図るとともに、入札・契約制度におけるさらなる事務の簡素化及び新たな効率化の推進を図るための制度の導入や設計照査の充実や設計条件の明示等による設計品質の向上策等をとりまとめています。

また、新たな施策として、工事施工段階における「三方良しの公共事業の推進」への支援に取り組んでまいります。



工事の円滑化に向けた取り組み

◆建設生産システムの効率化に向けた取り組み

【工事発注前】

～ 受発注者パートナーシップ向上 ～ 工事発注適正化発注者心得八箇条(案)

- 第1条：主任調査員は、詳細設計業務の発注にあたり、設計条件を明確に示すとともに、積算基準書に基づき適切な履行期限を設定し、業務履行中に業務内容の追加が発生した場合は適切に工期延期を行うこと。
- 第2条：主任調査員は、詳細設計業務の重要な打合せ(設計条件等)に必ず出席すること。
- 第3条：主任調査員は、受注者と合同現地調査を実施し、詳細設計業務の業務報告書には工事発注時における必要な条件明示等の留意事項を明記するよう受注者を指導すること。
- 第4条：主任調査員は、詳細設計業務の業務スケジュール管理表において照査期間を明記し、確実に実施できるように工程管理を行うこと。
- 第5条：主任調査員は、成果品納入時に受注者が設計点検チェックシートを用いた照査を実施しているかを確認すること。
- 第6条：発注担当課は、工事発注前に発注図面を持参して現地調査を実施し、現場条件を把握した上で設計図書に反映すること。
- 第7条：発注担当課は、工事発注時のチェックシートを活用した発注管理を徹底すること。
- 第8条：発注担当課は、発注者の技術提案に求める意図の明示や受注者が質問や見落としそうな箇所に注意を払い、受注者がよりよい技術提案の作成ができるように努めること。



工事の円滑化に向けた取り組み

◆建設生産システムの効率化に向けた取り組み

【工事発注後】

～ 受発注者パートナーシップ向上 ～ 工事円滑化発注者心得十箇条(案)

- 第1条： 河川及び道路管理者等への法令協議は、発注者(協議担当者)が行い、その進捗状況は受注者にも情報提供すること。
- 第2条： 事務所長は、ワンデーレスポンス、工事施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会の実施状況を点検し、受発注者間の意思疎通、情報共有を図ること。
- 第3条： 発注担当課は、原則として工事施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会を開催し、副所長又は工品質管理官が必ず会議に出席すること。
- 第4条： 発注担当課は各種ガイドラインの内容を理解し、設計変更審査会、工事施工調整会議(三者会議)においてガイドラインを見せながら受注者に対して説明を行うこと。
- 第5条： 発注担当課は、工事中止の必要がある場合は、速やかに受注者に一時中止の通知をするとともに、再開に向けた協議等の進捗状況を受注者に情報提供すること。
- 第6条： 事務所工事関係者は、常にワンデーレスポンスの意識を持って、受注者からの工事(協議)書類を定めた期日に回答できるよう努めること。
- 第7条： 事務所工事関係者は、ASPを活用し、受発注者間ならびに事務所内での情報共有に努めること。
- 第8条： 監督職員及び検査職員は、受注者に求める工事関係書類を明確にし、受発注者における業務の効率化を図ること。
- 第9条： 検査職員は、工事の目的、内容を把握するとともに、各検査項目の目的、内容を十分理解して検査に臨むこと。
- 第10条： 検査職員は、検査終了時に給付の確認検査の合否を明確に伝えるとともに、技術検査における講評を行うこと。



工事の円滑化に向けた取り組み

◆建設生産システムの効率化に向けた取り組み

【工事発注後の現場】

～ 受発注者パートナーシップ向上 ～ 現場技術力向上発注者心得八箇条(案)

- 第1条： 受発注者は契約に基づき、ライフサイクルコストが安く、質の高いインフラを整備するパートナーであり、互いの技術力を切磋琢磨することによって、その目的が達成されることを十分に認識すること。
- 第2条： 監督員は、工事の受注者と対等な立場であることをわきまえて、決して威圧的な態度を取ることなく、コミュニケーションを図り、円滑な工事の推進に努めること。
- 第3条： 主任監督員は、重要な打ち合わせに必ず出席するとともに、監督員等に対し、「現場を見る力」及び工事の受注者への適切な接し方について指導すること。
- 第4条： 監督員・主任監督員・主任調査員は、現場で困難な課題が発生した場合は、経験豊富な事務所長・副所長、専門分野に詳しい「技術継承人」「スペシャリスト会議」等に相談するなど、組織として問題を解決すること。
- 第5条： 事務所長、副所長、所属長は、設計段階・工事中等の日常業務において、職員の「現場技術力」(現場を見る力・考える力・説明する力)を向上させる機会や知見を高める研修、研究発表会等に参加できる機会を増やすよう努めること。
- 第6条： 監督員は、『検査職員の心得(検査技術マニュアル(案))』等を学習し、段階確認時等に現場に出向き、「現場を見る力」をつけること。
- 第7条： 設計・発注担当者は、設計の考え方を理解するため、施工検討会(工事前)、施工調整会議、設計変更審査会、段階確認、完成検査(工事中)に積極的に参加し、「現場技術力」をつけること。
- 第8条： 事務所長、副所長は、上記の項目についての実施状況を点検、評価、改善検討を定期的に行い、事務所職員の技術力・資質の向上を目指すこと。